

令和4年度補正および令和5年度「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」  
申請の手引き（予備分） 改訂対比表

手引きの内容修正に伴い、下記該当箇所を改訂します。

（下線部改定箇所）

ページ・ 項目	改訂前	改訂後
84 90 100 114 6-1 7-1 9-1 11-1	<p>（4）充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況および空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とします。</p>	<p>（4）充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況（<u>削除</u>）などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とします。</p>
196 別表3	<p>2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） ④充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、第12条第1項に規定する実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。</p>	<p>2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電） ④充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況（<u>削除</u>）などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、第12条第1項に規定する実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。</p>